

あいサポート運動実施要綱

第3章 あいサポート企業等 【抜粋】

(あいサポート企業等の要件)

第5条 あいサポート企業等は、社員又は構成員（以下「社員等」という。）を対象としたあいサポーター研修に取り組むとともに、原則として次の各号に掲げる取組のいずれかに努める企業又は団体（以下「企業等」という。）でなければならない。

- (1) 社員等を対象としたあいサポートバッジの着用の推奨
- (2) 社員等にパンフレットを読むことの推奨
- (3) 事業所、店舗、社用車等へのステッカー又はチラシ等の掲示
- (4) 当該企業等が作成する広報物、ホームページ等における、あいサポート運動に関する当該企業等の取組状況の掲載
- (5) 当該企業等が作成する機関誌等における、社員等の障害者に対する取組の紹介
- (6) 障害者就労施設等からの物品・役務の調達
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該企業等において、あいサポート運動の理念の普及促進が図られると認められる独自の取組の実施

2 前項の企業等は、次のいずれかを一の単位とする。

- (1) 当該企業等の全部又は一部の事業所をまとめたもの
- (2) 当該企業等の各事業所

(あいサポート企業等の認定)

第6条 あいサポート企業等の認定の申出は、前条第1項に規定する企業等が同条第2項に規定する単位ごとに県にあいサポート企業等認定申請書（様式第1号）を提出して行う。

2 県は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、あいサポート企業等の認定を行わないことができる。

- (1) 申請する企業等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団であるとき。
- (2) 申請する企業等の活動が法令等に違反するもの、公序良俗

に違反するものその他社会的な信頼性を損なう恐れのあるものであるとき。

- 3 県は、あいサポート企業等の認定を行ったときは、申請者に対し、認定証を交付するものとする。
- 4 県は、あいサポート企業等の認定をしたときは、インターネットで公表する。

(あいサポート企業等の変更の届出)

第7条 あいサポート企業等は、申請内容に変更が生じた場合であって、認定の要件に影響を及ぼす場合は、あいサポート企業等認定変更届出書(様式第2号)により県へ届け出なければならない。

(あいサポート企業等の取組状況の報告)

第8条 あいサポート企業等は、あいサポート企業等としての取組状況について、県に対し、報告するよう努めるものとする。

- 2 県は、前項の報告を受けた場合は、インターネットで公表する。

(認定の取消し)

第9条 県は、あいサポート企業等が第5条に規定する要件を欠くと認める場合及び第6条第2項各号に該当すると認める場合は、あいサポート企業等の認定を取り消すことができる。

- 2 県は、前項の規定により認定の取消しをしようとする場合は、あらかじめ理由を付して当該あいサポート企業等にその旨を通知する。
- 3 前項の通知を受け取ったあいサポート企業等は、通知を受け取った日から起算して30日以内に、県に対し、文書により異議がある旨の意見を述べることができる。
- 4 県は、前項に規定する意見の申出を受けたときには、当該意見の事実を確認するため、調査を実施する。
- 5 県は、第2項の通知を発出した日の翌日から起算して30日以内に当該あいサポート企業等から第3項の規定に基づく意見の申出がない場合又は前項の規定による調査の結果により認定の取消しが適当と判断したときは、その旨を通知し、当該あいサポート企業等の認定を取り消す。
- 6 前項の規定によりあいサポート企業等の認定を取り消された企業等は、認定証を返納しなければならない。